#### 令和3年度

# マネジメント研修

勤務時間制度と 動務・服務について

令和3年9月30日(木)

「有徳の人づくり」を進めています

## 研修の内容

講義:「勤務時間制度と勤務・服務」

- 1 教職員の勤務
- (1) 勤務条件等の決定
- (2) 勤務時間の割振り等
- (3) 週休日と休日
- (4) 休暇について
- (5) 育児休業

- 2 教職員の服務
- (1) 服務の基本
- (2) 職務上の義務
- (3) 身分上の義務

#### 法規演習





### 研修の目的

- 学校づくりに必要な企画力、運営力業務遂行力の向上
- ▶推進役としての意識の向上

資質向上に関わる知識の理解



言葉に

- ・説得力 🔙 実践力
- 重み

「有徳の人づくり」を進めています

資料P1

## 教職員の勤務

労働基準法 第32条

労働時間

1週間()時間以内

1日( )時間以内

国法編(P.1709)



## 教職員の勤務

資料P1

地方公務員法 第24条5

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は 条例で定める。 国法編(P.1334)

地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(地教行法)

第42条

都道府県の条例で定める。

国法編 (P.959)

「有徳の人づくり」を進めています



## 教職員の勤務

資料P2

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

第2条 職員の勤務時間は、

1週間当たり(

)とする。

第3条 月曜日から金曜日までの5日間において 1日につき()の勤務時間を割り振るものとする。

第6条 1日の勤務が6時間を超える場合は少なくとも ( )分、8時間を超える場合は少なくとも( )時間 の休憩時間を置かなければならない。

県編 (P.2045~2047)

「有徳の人づくり」を進めています 静 岡 県 教 育 委 員 会



法	体 系
国 法	県(市・町)条例等
	地方公共団体の自主法
憲 法 : 最高法規	条 例 : 地方議会が制定
法 律 : 国会が制定	規則: 首長や機関が制定
政 令 : 内閣が制定	
省(府)令 :各省(府)の大臣が制	定
○基本理念・制度 日本国憲法 教育基本法 ○学校制度	職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する条例
学校教育法 義務標準法 就学援助法 ○教育行政組織 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する規則
○教職員の身分等	義務教育諸学校等の教育職員の
地方公務員法 教育公務員特例法 給特法 教育職員免許法 育児休業法	給与等の特例に関する条例
○教育財政	教職員の勤務時間の割振り等
行政義務教育国庫負担法 市町村立学校職員給与負担法	に関する規則
○保健安全	教職員の勤務時間の割振り等
学校保健安全法 学校給食法	に関する基準

○勤務時間の割振り検験日の動務時間の割振り等に関する規則

#### 第2条

勤務時間の割振り、週休日の振替え及び代休日の指定は、所管の教育委員会(県費負担教職員にあっては市町教育委員会。)の指示に基づき、学校の長が行うものとする。

#### 第5条

勤務時間の割振り等を実施したときは、校長は、所管の教育委員会に速やかに届け出るものとする。 県編(P.2140~2141)

みなさんの勤務の始まりは何時で、 終わりは何時ですか。

始業時刻 ( )時( )分 終業時刻 ( )時( )分

2 休憩時間を定める。

みなさんの休憩時間は何時から何時までですか。

( )時( )分~( )時( )分 計( )分 ( )時( )分~( )時( )分 計( )分 合 計( )分

「有徳の人づくり」を進めています

みなさんは、週休日または休日に 勤務したことはありますか?

「有徳の人づくり」を進めています



### 教職員の勤務

週休日と休日

資料P3

週休日とは

勤務時間が割り振られていない日

給与の支給対象日ではない

教職員の勤務

週休日と休日

資料P3

休日とは

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日

勤務時間は割り振られているが、勤 務を要しない日

給与の支給対象日

「有徳の人づくり」を進めています 静 岡 県 教 育 委 員 会



金	土	B	A	火	水	木	金	土	B
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	週	週	休			休		週	週
	休	休						休	休
	B	B	B			B		B	B
			敬			秋			
			敬老の			秋分			
						0			
			8			8			

- 週休日:勤務を割振らない日(給与支給対象日ではない)
- ■休 日:勤務を要しない日(給与支給対象日)

<u>「有徳の人づくり」を進めています</u>

### 教職員の勤務

週休日と休日

資料P3

週休日に勤務



週休日の振替

休日に勤務



代休日の指定

「有徳の人づくり」を進めています

### 教職員の勤務

週休日と休日

資料P3

### 週休日の振替をする期間

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

#### 第3条

条例第5条の人事委員会で定める期間は、同 条の勤務することを命ずる必要がある日を起 算日とする()週間前の日から当該勤務 することを命ずる必要がある日を起算日とす る()週間後の日までの期間とする。

県編(P.2061)

「有徳の人づくり」を進めています

### 教職員の勤務

调休日と休日

資料P3

### 代休日を指定する期間

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

#### 第8条

条例第11条の規定に基づく代休日の指定は、 勤務することを命じた休日を起算日とする

) 週間後までの期間内にあり、かつ、当該 休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数 の勤務時間が割り振られた勤務日等について 行われなければならない。 県編(P.2071)

### 教職員の勤務

週休日と休日

週休日の振替

前4週間後8週間

代休日の指定 🖶 後8週間

「有徳の人づくり」を進めています



### 教職員の勤務

休暇

資料P5

みなさんは、どんなときに休暇を取りましたか?

(どんな休暇を知っていますか?)

### 教職員の勤務

週休日と休日

資料P4

- ▶土曜日に授業参観を行った。
- ▶秋分の日に授業参観を行った。
- ▶日曜日に運動会を行った。
- ▶体育の日に運動会を行った。

教職員の勤務時間の割り振り等に関する基準

県編(P.2142~)

<u>「有徳の人づくり」を進めています</u> 静 岡 県 教 育 委 員 会

教職員の勤務

休暇

資料P5

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

第12条

職員の休暇は、( )休暇、( )休暇、( )休暇、( )休暇、( )時間及び子育で部分休業とする。

県編(P.**2051**)



「有徳の人づくり」を進めています
静岡県教育委員会

### 【特別休暇の種類】

資料P5

- 公務による傷病
- その他の傷病
- ・父母及び配偶者の祭日
- 家族休暇
- ・職員の出産
- 育児休暇
- 育児参加
- 妊娠女性職員の通勤緩和
- 妊娠障害休暇
- 看護休暇
- 原子爆弾被爆者の健康診断
- 骨髄液等提供者の検査、入院

- 結核性疾患
- ・忌引き
- 夏季休暇
- 結婚
- 生理休暇
- 配偶者の出産
- ・妊婦検診のための通院
- 妊娠中の休憩
- •検診 予防接種
- ボランティア休暇
- 短期介護休暇

<u>「有徳の人づくり」を進めています</u>

## 教職員の勤務

休暇

資料P5

地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 当該子が( )歳に達する日ま で、育児休業をすることができる。

第3条 期間の延長は、( )回に限る。

第4条( )を支給しない。

国法編 (P.1381.1382)

「有徳の人づくり」を進めています

### 教職員の勤務

特別休暇

資料P5

▶ある週の金曜日から次の週の水曜日まで、ボランティア 休暇を取得して、被災地のボランティア活動を行った。 (P2081)

▶夏期休暇を1日だけ10月に取得した。(P2078)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

県編(P.2060~)

「有徳の人づくり」を進めています



### 教職員の服務

初任者研修資料

公務員がその職務を遂行する上におい て、又は公務員として身分を有すること により、<u>当然守るべきこととされている</u> 公務員としての在り方

服務

公務員が守らなければならない 義務や規律

日本国憲法 第15条

すべて公務員は、( ) で あって( )ではない。

国法編 (P.3)

「有徳の人づくり」を進めています

教職員の服務

資料P6

地方公務員法 第30条

すべて職員は、( 公共の利益のために勤務し、且つ、職 務の遂行に当たっては、 )しなければ ならない。

国法編(P.1344)

「有徳の人づくり」を進めています



教職員の服務

資料P6

教育基本法 第9条

法律に定める学校の教員は、自己の 崇高な使命を深く自覚し、絶えず、 )に励み、 ) کے ( その( )に努めなければな らない。

国法編 (P.15)

「有徳の人づくり」を進めています



2つの義務

資料P6

職務上の義務

教職員が職務を遂行するに当たって 守るべき義務

身分上の義務

職の内外を問わず身分を有することに よって守るべき義務

### 2つの義務

職務上の義務

資料P6

### 地方公務員法

第31条 ( )の宣誓

第32条 ( )等及び( )の

( )上の命令に従う義務

第35条 職務に( )する義務

国法編(P.1344・1345)

「有徳の人づくり」を進めています

## 2つの義務

身分上の義務

### 地方公務員法

第33条 信用失墜行為の禁止(P1344)

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

# 不祥事根絶

資料P8

静岡県教職員懲戒処分等の基準

資料P9

児童生徒、交通事犯関係

「有徳の人づくり」を進めています 静 岡 県 教 育 委 員 会

## 2つの義務 身分上の義務

資料P7

## 地方公務員法

第33条 ( )の禁止

第34条 ( )義務

第36条 ( )の制限

第37条 ( )の禁止

第38条 ( )の従事制限

国法編(P.1344~1348)

<u>「有徳の人づくり」を進めています</u> 静 岡 県 教 育 委 員 会